



栃木県公報

平成25年
3月11日(月)
号外
第15号

目次

条 例

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	2
○指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	71
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	96
○地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	123
○福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	127
○障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	132
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	151
○指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	179
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定……………	197

本号で公布された条例のあらまし

◇指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第19号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第20号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第21号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第22号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

◇福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第23号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

(1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第24号）

1 障害者自立支援法の一部改正に伴い、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第25号）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定（栃木県条例第26号）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定（栃木県条例第27号）

1 児童福祉法の一部改正に伴い、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定することとしました。

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。
- (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十九号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針（第五条）

第二節 人員に関する基準（第六条―第八条）

第三節 設備に関する基準（第九条・第十条）

第四節 運営に関する基準（第十一条―第四十五条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十六条―第五十条）

第三章 療養介護

第一節 基本方針（第五十一条）

第二節 人員に関する基準（第五十二条・第五十三条）

第三節 設備に関する基準（第五十四条）

第四節 運営に関する基準（第五十五条―第七十九条）

第四章 生活介護

第一節 基本方針（第八十条）

第二節 人員に関する基準（第八十一条―第八十三条）

第三節 設備に関する基準（第八十四条）

第四節 運営に関する基準（第八十五条―第九十六条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十七条―第九十九条）

第五章 短期入所

第一節 基本方針（第百条）

第二節 人員に関する基準（第百一条・第百二条）

第三節 設備に関する基準（第百三条）

第四節 運営に関する基準（第百四条―第百十一条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百十二条・第百十三条）

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第百十四条）

第二節 人員に関する基準（第百十五条・第百十六条）

第三節 設備に関する基準（第百十七条）

第四節 運営に関する基準（第百十八条―第百二十四条）

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針（第百二十五条）

第二節 人員に関する基準（第百二十六条・第百二十七条）

第三節 設備に関する基準（第百二十八条）

第四節 運営に関する基準（第百二十九条―第百四十二条）

第八章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第百四十三条）

第二節 人員に関する基準（第百四十四条・第百四十五条）

第三節 設備に関する基準（第百四十六条）

第四節 運営に関する基準（第百四十七条―第百五十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百五十一条・第百五十二条）

第九章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第百五十三条）

第二節 人員に関する基準（第百五十四条・第百五十五条）

第三節 設備に関する基準（第百五十六条）

第四節 運営に関する基準（第百五十七条―第百六十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十一条・第百六十二条）

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針（第百六十三条）

第二節 人員に関する基準（第百六十四条―第百六十六条）

第三節 設備に関する基準（第百六十七条）

第四節 運営に関する基準（第百六十八条―第百七十二条）

第十一章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第百七十三条）

第二節 人員に関する基準（第百七十四条・第百七十五条）

第三節 設備に関する基準（第百七十六条）

第四節 運営に関する基準（第百七十七条―第百八十五条）

第十二章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（第百八十六条）

第二節 人員に関する基準（第百八十七条）

第三節 設備に関する基準（第百八十八条）

第四節 運営に関する基準（第百八十九条・第百九十条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百九十一条―第百九十四条）

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針（第百九十五条）

第二節 人員に関する基準（第百九十六条・第百九十七条）

第三節 設備に関する基準（第百九十八条）

第四節 運営に関する基準（第百九十九条―第二百一条）

第十四章 多機能型に関する特例（第二百二条・第二百三条）

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等に関する特例（第二百四条・第二百五条）

第十六章 山間のへき地その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例（第二百六条―第二百十条）

第十七章 雑則（第二百十一条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項第二号イ、第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）並びに第四十三条第一項及び第二項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。

- 二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- 三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額と法第七十条第二項において準用する法第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（指定障害福祉サービス事業者から受けた当該指定に係る療養介護医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額との合計額をいう。
- 四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について介護給付費若しくは訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者（法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について療養介護医療費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。
- 五 常勤換算方法 事業所の従業者の延べ勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- 六 多機能型 第八十条に規定する指定生活介護の事業、第百四十二条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第百五十二条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第百六十二条に規定する指定就労移行支援の事業、第百七十二条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第百八十六条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第五条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第六十二条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第七十二条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び指定通所支援基準条例第八十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章、第四章及び第七章から第十三章までに掲げる

事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき当該利用者に対し指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、当該利用者に対し適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(法第三十六条第三項第一号の条例で定める者)

第四条 法第三十六条第三項第一号(法第三十七条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定(その変更及び更新を含む。)の申請については、この限りでない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針

第五条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれてい

る環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第六条 指定居宅介護の事業を行う者（以下「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として知事が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模。以下この条において同じ。）に応じて、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて、常勤換算方法によることができる。

3 事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

(管理者)

第七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第八条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第九条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(準用)

第十条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等から指定居宅介護の利用の申込みがあつたときは、当該支給決定障害者等に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該支給決定障害者等に対し、第三十二条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該支給決定障害者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した書面を交付して説明し、当該指定居宅介護の提供の開始について、当該支給決定障害者等の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定により書面の交付を行う場合は、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の記載等)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「受給者証記載事項」という。）を当該支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、遅滞なく、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項の変更について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整にできる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあつた場合において、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、当該利用の申込みをした者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めるときは、速やかに、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用の申込みがあつた場合は、受給者証により、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等確かめるものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況及びその置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、地域と家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対し適切な援助を行うとともに、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときはこれを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、その都度、当該指定居宅介護の提供日及び内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、指定居宅介護を提供したことについて、当該支給決定障害者等の確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定居宅介護事業者が指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対し金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させる場合であつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該支給決定障害者等に対し、当該金銭の用途及び額並びに当該支払を求める理由を記載した書面を交付して説明し、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、当該支給

決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項に定めるもののほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、当該支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る交通費の額の支払を受けることができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の支払を受けた場合は、当該支払に係る領収証を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の支払に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、当該支給決定障害者等に対し当該サービス内容及び費用について説明し、その同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けた場合であつて、当該支給決定障害者等の依頼を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から法第二十九条第三項(法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、当該利用者負担額合計額について、市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、当該支給決定障害者等に当該介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十三条第二項の規定により法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容及び費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十七条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるとし

ろによるものとする。

- 一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な援助を行うこと。
- 二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明すること。
- 三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況及びその置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族からの相談に適切に応ずるとともに、これらの者に対し必要な助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十八条 サービス提供責任者（第六条第二項のサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を定めた居宅介護計画を作成しなければならない。

- 2 サービス提供責任者は、前項の規定により居宅介護計画を作成した際は、当該利用者又はその同居の家族に対し、当該居宅介護計画の内容について説明するとともに、当該居宅介護計画を記載した書面を交付しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、第一項の規定により居宅介護計画を作成した後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。
- 4 第一項及び第二項の規定は、前項の居宅介護計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第二十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第三十条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている時に当該利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関に対する連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が、偽りその他不正な行為により介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十二条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守

させるため必要な指揮又は命令をするものとする。

- 3 サービス提供責任者は、第二十八条に規定する業務のほか、当該指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十七条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ及び食事等の介護又は調理、洗濯及び掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあつてはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、その従業者の勤務体制を定めておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、その従業者により指定居宅介護を提供しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の当該指定居宅介護を利用しようとする者のサービスの選択に

資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十八条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対し利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ、書面により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用をしようとする者が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はそれらの従業者（以下この条において「一般相談支援事業者等」という。）が利用者又はその家族に当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等に対し金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業者等に利用者又はその家族を紹介することの対償として、当該一般相談支援事業者等から金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情（以下この条において「苦情」という。）に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事若しくは市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、市町村、知事又は市町村長から求めがあつた場合には、前三項の改善の内容を当該市町村、知事又は市町村長に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十二条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に対し連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及びその際に採った処置について、記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、第一項に規定する場合であつて、当該利用者の損害の賠償をすべきときには、速やかに、当該損害の賠償をしなければならない。

(会計の区分)

第四十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十四条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十五条 第十一条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する第六条第二項」と、第三十四条中「又は調理、洗濯、掃除等の家事」とあるのは「若しくは調理、洗濯、掃除等の家事又は外出時における移動中の介護」と

読み替えるものとする。

- 2 第十一条から第三十三条まで及び第三十五条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第二十八条第一項中「第六条第二項」とあるのは、「第八条において準用する第六条第二項」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として知事が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、三人以上とする。

- 2 山間のへき地その他の地域で知事が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

- 3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十七条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、管理者を、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第四十八条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十九条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに、住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が第四十六条第三項のサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合